



島根県報

平成28年1月22日（金）

号外第4号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第56号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年1月22日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	仁摩邑南線	大田市祖式町字山本 2433番3地先から同 2434番1地先まで	前	メートル 18.90～ 45.20	メートル 95.80	減幅 市道移管	
			後	17.20～ 33.10	95.80		
"	"	大田市祖式町字山本 2434番1地先から同町 字市場2377番地先まで	前	A	5.00～ 11.50	710.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	8.70～ 46.80		
			後 B	8.70～ 41.30	630.00		
"	"	大田市祖式町字市場 2377番地先から同町字 新屋2311番2地先まで	前	A	6.00～ 9.00	330.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	8.70～ 64.80		
			後 B	8.70～ 64.80	275.00		
"	今福芸北線	浜田市金城町久佐イ 1075番1地先から同イ 590番1地先まで	前	A	3.40～ 19.50	650.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	8.00～ 34.55		
			後 B	8.00～ 21.30	656.80		

島根県告示第57号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	桜江金城線	浜田市金城町追原72番2地先から同55番2地先まで	メートル 306.90	平成28年 1月26日	浜田県土整備事務所	
〃	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町都万4866番2地先から同町都万カイ鳥4876番6地先まで	295.70	平成28年 1月28日	隠岐支庁県土整備局	